

1. 趣旨

株式会社ゴールドウインの創業者、故西田東作氏の故郷である富山県のスポーツ活動を積極的に援助・推進することにより、富山県における青少年のスポーツ振興と競技力の向上を図り、以って青少年の健全な育成に寄与することを目的といたします。

2. 2026年度の助成対象

富山県のスポーツ振興を主たる目的とする団体で、申請にあたり公益財団法人富山県スポーツ協会の推薦を受けている事業

3. 団体の定義

- (1) スポーツの振興を主たる目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人およびスポーツ競技団体、スポーツ地域振興団体
- (2) 上記以外の団体であって以下の要件を備える団体（特定非営利活動法人等）
 - ア. 定款に類する規約等を有していること
 - イ. 団体の意志を決定し執行する組織が確立されていること
 - ウ. 自ら経理し監査する等の会計組織を有していること
 - エ. 団体活動の拠点として事務所を有していること

4. 審査と結果通知

当財団の選考委員会で審査のうえ、理事会の承認により決定いたします。
結果については、可否に関わらず申請者にメールにて通知を行います。

5. 助成金の辞退

交付の決定を受けたものは、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはできません。

6. 助成金交付決定後の助成内容の変更について

助成金は選考委員会の厳正な選考を経て交付されているため、原則当初の申請計画の通りにご使用ください。ただし、やむを得ない理由で助成内容を変更する必要が発生した場合は、事前に事務局に相談し、許可を得る必要があります。

事前のご相談なく事業の変更、中止、または廃止が発覚した場合は、当財団は助成者に対し助成金の一部の返還を求めることがあります。変更理由については「よくあるご質問」（または別紙）をご確認ください。

7. 助成金交付決定後の取消、中止、および返還

助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めます。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき

- (2) 助成金を支給目的に沿わない用途において使用したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
- (4) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
- (6) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

8. 助成金の経理

助成金交付を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。

9. その他

- (1) 助成対象に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページ等で団体名、個人名、事業名写真等をあらかじめ同意を得たうえで公表する場合があります。
- (2) 申請書類上の個人情報には助成金審査及び審査結果の連絡、助成対象期間中の事務連絡、財団主催行事案内のために使用し、その他の目的に使用されることはありません。
- (3) 申請に際し、事前に当財団ホームページに掲載の「よくあるご質問 (<https://www.goldwin-zaidan.or.jp/faq/>)」、「助成金交付規程」もご参照ください。
- (4) 「富山県スポーツ振興事業」と「障がい者スポーツ支援」または「次世代育成」の同時申請はできませんのでご注意ください。

10. 助成対象者

①アスリート・指導者育成助成

富山県のスポーツの普及・振興及び競技力の向上を図るため、選手や指導者の育成活動を行う団体に対して、活動資金として助成金を交付します。

目的	・ オリンピックをはじめとする世界大会を目指すトップアスリート育成事業及び指導者の育成・派遣・招聘事業 ・ インターハイ及びインターミドル競技強化事業 ・ 青少年のスポーツ振興並びに選手育成を目的とする事業
対象となる事業費	原則として、助成対象となる活動に必要な全ての経費が対象となります。主に大会遠征費、旅費・宿泊費、用具・備品購入費、消耗品費、施設利用費、派遣費、講習会費等です。 (1 団体 1 申請) ※対象外経費は P.5 で例示します。
助成対象期間	2026 年 4 月 1 日 (水) ～2027 年 3 月 31 日 (水)
選考基準 (一例)	■ 当該助成の趣旨及び目的の達成が見込まれること ■ 富山県における青少年のスポーツ振興と競技力の向上に寄与する事業であること
交付金額	1 事業 1 件とカウントし、1 団体あたり 200 万円を上限とします。
申請手続 (提出書類)	申請は、(公財) 富山県スポーツ協会の推薦を受けた団体に限定します。 申請者は、当財団ホームページ内専用フォーム https://www.goldwin-zaidan.or.jp/grant/ から必要事項を登録ください。以下の必要書類は(公財) 富山県スポーツ協会からの推薦書とともに、同ページ指定画面よりアップロード

	にて提出してください。 (1) 履歴事項全部証明書または定款・規約 (2) 申請団体の直近の前年度決算報告書 ※新規設立の場合は、事業計画書等事業概要がわかる資料 ※参考資料・パンフレットの添付は可能（任意） 各自で A4:5 ページ程度にまとめてください。 (3) 助成金推薦書 ((公財) 富山県スポーツ協会に必要事項の記載と押印をご依頼ください。)
申請受付期間	2025 年 11 月 4 日（火）～2025 年 12 月 10 日（水）
交付決定	2026 年 3 月 10 日（火）（予定） 当財団の選考委員会及び理事会にて助成金交付対象団体（以下対象団体とする。）を選考承認した後、対象団体に対し、選考結果確定をメールにてご連絡します。選考結果は専用ページでご確認いただきます。その後、必要書類は専用ページにアップする形で提出いただき、受給の意思を最終確認した上で助成金支給団体が確定いたします。
完了時提出書類	対象団体は、助成対象期間終了後 2 ヶ月以内（2027 年 5 月末日）に、以下の書類を当財団事務局宛にご提出（郵送）をお願いいたします。 ■ 助成活動完了報告書（指定書式） ■ 助成金額を充当した全ての経費の見積書、請求書、領収書コピー （ただし、領収書を受領できないものは、使用内容・金額がわかるものであれば可とする。領収書の宛名には、団体名もしくは団体職員名を記載したものを取得すること。） ■ 大会開催要項・プログラム・ポスター等の制作物 ■ 開催時の写真 ■ 参加者名簿 ■ その他活動状況を示す書類（任意）

②中学生のスポーツスクール助成

富山県のスポーツの普及・振興及び競技力の向上を図るため、主に中学生の選手育成活動を行う団体に対して、活動資金として助成金を交付します。

目的	中学生のスポーツ振興並びに選手育成を目的とする事業
助成条件	中学生を対象にしていること（小中学生合同でも可） 月 3 回（または年 36 回）以上の練習機会があり、通年のスクールであること
対象となる事業費	原則として、助成対象となる活動に必要な全ての経費が対象となります。 主に指導者報酬、施設利用費、大会参加費、旅費・宿泊費、用具・備品購入費、消耗品費等です。 （1 団体 1 申請）※対象外経費は P.5 で例示します。
助成対象期間	2026 年 4 月 1 日（水）～2027 年 3 月 31 日（水）

選考基準（一例）	■ 当該助成の趣旨及び目的の達成が見込まれること ■ 中学生のスポーツ振興並びに選手育成に寄与すること
交付金額	1 教室 1 件とカウントし、1 団体あたり 200 万円を上限とします。
申請手続 （提出書類）	申請は、富山県スポーツ協会の推薦を受けた団体に限定いたします。 申請者は、当財団ホームページ内専用フォーム https://www.goldwin-zaidan.or.jp/grant/ から必要事項を登録ください。以下の必要書類は富山県スポーツ協会からの推薦書とともに、同ページ指定画面よりアップロードにて提出してください。 （１）履歴事項全部証明書写しまたは定款・規約 （２）申請団体の直近の決算報告書 ※新規設立の場合は、事業計画書等事業概要がわかる資料 ※参考資料・パンフレットの添付は可能（任意） 各自で A4：5 ページ程度にまとめてください。 （３）助成金推薦書 （富山県スポーツ協会に必要事項の記載と押印をご依頼ください。）
申請受付期間	2025 年 11 月 4 日（火）～2025 年 12 月 10 日（水）
交付決定	2026 年 3 月 10 日（火）（予定） 当財団の選考委員会及び理事会にて助成金交付対象団体（以下対象団体とする。）を選考承認した後、対象団体に対し、選考結果確定をメールにてご連絡します。選考結果は専用ページでご確認いただきます。その後、必要書類は専用ページにアップする形で提出いただき、受給の意思を最終確認した上で助成金支給団体が確定いたします。
完了時提出書類	対象団体は、助成対象期間終了後 2 ヶ月以内（2027 年 5 月末日）に、以下の書類・を当財団事務局宛にご提出（郵送）をお願いいたします。 ■ 助成活動完了報告書（指定書式） ■ 助成金額を充当した全ての経費の見積書、請求書、領収書コピー （ただし、領収書を受領できないものは、使用内容・金額がわかるものであれば可とする。領収書の宛名には、団体名もしくは団体職員名を記載したものを取得してください。） ■ 大会開催要項・プログラム・ポスター等の制作物 ■ 開催時の写真・参加者名簿 ■ その他活動状況を示す書類（任意）

公益財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団
2026年度助成金 対象外経費例示 (富山県スポーツ振興事業)

- ・ 飲食などの生活費。
ただし、宿泊費とセットになっている食事代に関しては計上可能とします。
- ・ 原則飲食代は対象外としますが、大会を運営する際は、運営スタッフ等に対する飲料・弁当代は計上可能とします。
- ・ 広告代理店等への運営委託に係る費用
- ・ 申請事業内容が「大会開催」における出場選手交通費（運営スタッフ分は除く。）
- ・ 協賛金的な性格を有するもの
- ・ その他、社会通念上助成金の使途として相応しくないもの
- ・ 振込手数料、代引手数料

【不明点や質問事項について】

当財団ホームページ内『よくあるご質問 (<https://www.goldwin-zaidan.or.jp/faq/>)』をご参照下さい。

【お問い合わせ先】

(1) 助成金制度に関する事項

公益財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団事務局

HP <https://www.goldwin-zaidan.or.jp/>

当財団ホームページ内の「お問い合わせ」フォームをご利用ください。質問内容をご入力の上、送信ください。

以 上